

相楽東部広域連合教育委員会公印規程

平成 21 年 4 月 1 日
教委規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公印の種類、管理等について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第 2 条 公印の種類、寸法、保管者等は、別表に定めるとおりとする。

2 前項別表中、相楽東部広域連合教育委員会教育長印の表示する職に職務代行者が置かれる場合は、当該公印をもって、職務代行者印とみなす。

(相楽東部広域連合規程の準用)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、公印の管理等について、相楽東部広域連合公印規程（平成 20 年相楽東部広域連合規程第 1 号。以下「連合規程」という。）を準用する。この場合において、連合規程中「事務局長」とあるのは「教育次長」と、「広域連合長」とあるのは「教育長」と読替えるものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 1 号）

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

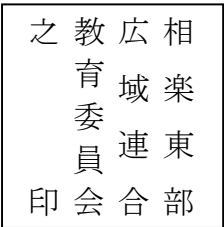
2 この規程の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規程による改正後の相楽東部広域連合教育委員会公印規程の規定は適用せず、改正前の相楽東部広域連合教育委員会公印規程の規定は、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

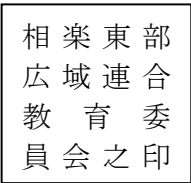
番号	公 印 の 種 類	寸法mm	書 体	保 管 者	個 数
1	相楽東部広域連合教育委員会 之印	方 3 0	てん書	教育次長	1
2	相楽東部広域連合教育委員会 之印	方 2 1	れい書	教育次長	1
3	相楽東部広域連合教育委員会 教育長之印	方 2 1	れい書	教育次長	3
4	相楽東部広域連合教育委員会 教育次長印	方 2 1	れい書	教育次長	1
5	学校教育課長印	方 2 1	れい書	学校教育課長	1
6	生涯学習課長印	方 2 1	れい書	生涯学習課長	3

（ひな形）

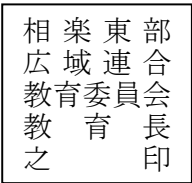
(1)



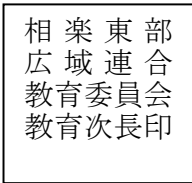
(2)



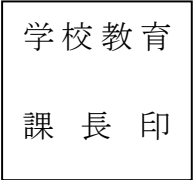
(3)



(4)



(5)



(6)

